

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日となる)

目 次

- ◆ 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
 - ふ化業者の登録
 - 解除予定の保安林
 - 土地改良事業計画の決定
- ◆ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第六百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目一〇六 金沢ビル内	昭和四十八年七月十六日
新納歯科医院	米子市大崎一七一五	一日

鳥取県告示第六百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目一〇六 金沢ビル内	全国	昭和四十八年七月十六日
新納歯科医院	米子市大崎一七一五	"	一日

鳥取県告示第六百七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、七八六号	鈴木康之	昭和四十八年七月二十六日
“ 一、七八九号	水正美	“ 八月六日
鳥国業第一二七七号	家森好恵	“ 八月八日

鳥取県告示第六百八号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、ふ化業者の登録をしたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
第一号	昭和四十八年八月一日	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町一、二、四番地	鳥取県経済農業協同組合連合会 賀露種鶏場 鳥取市賀露町西浜一七六番地
第二号	“	株式会社 鳥取市相生町二丁目四一三番地	株式会社 鳥取市相生町二丁目四一三番地 鳥取市野坂 野坂ふ化場
第三号	“	株式会社 東洋種鶏場 鳥取市湖山町一一九四番地	株式会社 東洋種鶏場 鳥取市湖山町一一九四番地
第四号	“	山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町中間一七番地	山陰食鶏農業協同組合孵卵場 西伯郡淀江町中間六〇八番地

鳥取県告示第六百九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東五七の二、字東ノ二七四一の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年六月二十七日付で西伯郡会見町諸木八二番地岩田喜重ほか十八人の者から申請のあつた奥宮で行なう土地改良(会見地区樹園地農道網整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(会見地区樹園地農道網整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所
会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十八年九月二十日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市河崎七四六番地 松 岡 マリ子

米子市立町一丁目五五番地 原 忠 雄